

いじめ防止等のための基本的な方針



平成 26 年4月

静岡県立沼津商業高等学校

(改訂 令和8年2月)

目 次

はじめに	1
第1章 基本的な考え方	2
1 いじめの定義	2
2 いじめの理解	3
3 いじめ防止等に関する基本的な考え方	3
第2章 組織の設置	4
1 組織名	4
2 構成員	4
3 役割	4
4 「対応段階」における組織	4
第3章 いじめの防止及び対応	5
1 いじめの防止	
(1) 集団作りのための各種行事	
(2) 信頼作りのための取り組み	
(3) いじめ防止講演会・講習会等	
2 いじめの早期発見	5
3 いじめへの対応	6
4 重大事態への対処	7
(1) 重大事態の定義	
(2) 調査及び報告	

はじめに

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。更にその子どもの生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、まさに人権に関わる重大な問題です。

平成 29 年3月に国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が、平成 30 年3月には「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されたことを受け、本校でもより実効性のある学校いじめ防止等のための基本方針とすべく改定を行いました。

本校は「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの個性や違いを認め合い、心豊かで安全・安心な学校を創るべく、ここに「いじめの防止等のための基本的な方針」を定めます。

第1章 基本的な考え方

1 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法】第2条1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの具体的な表れとしては、例えば以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる
- ・複数の生徒が結託する、明らかに優位な力関係にある等の状況下で一方向的に不快な行為を受ける 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等を複数の目でしっかりと確認することも必要となります。

2 いじめの理解

本校においては、いじめについて次のように考えます。

- (1) いじめはどの生徒にも、どこでも起こりうるものである。
- (2) いじめは時として生命又は心身に重大な危険を生じさせるものである。
- (3) 多くの生徒が入れ替わりながらいじめる側、いじめられる側両方の立場を経験することもある。
- (4) はやし立てる生徒、見て見ぬ振りをする生徒の存在がいじめを助長することがある。
- (5) いじめは周りの生徒や大人の見えない所で、わからないように行われることも多い。
- (6) いじめは規範意識が薄く、規律の弱い集団で起きやすい一方、規律が過度に強い集団でも起きることがある。
- (7) いじめは仲良しグループの中で起きることも多い。
- (8) いじめを受けている生徒がいじめを受けていることを認めないことが時としてある。
- (9) いじめている生徒に自分がいじめをしているという認識が薄いことが時としてある。
- (10) 学校や教職員の側にいじめを解決する誠意と能力があるという生徒からの信頼があれば、いじめについての情報が生徒から寄せられることが多い。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの生徒にも、どこでも起こりうることであり、時として生徒の生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

このことを踏まえ、本校の体制を構築し、いじめを許さない学校づくりに取り組みます。

(1) 未然防止

集団の中で多くの関わり合いを通して、自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を育て、よりよい人間関係をつくり上げていく。

→ 学校行事、特別活動、ボランティア活動、その他講演会等の活動 等

(2) 早期発見

家庭では、日頃の対話や態度などから生徒の変化を見逃さない。地域では、いじめの事実を知ったり、目撃した場合に素早く家庭や学校へ連絡する。学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくる等、家庭、地域、学校が連携・協力し、生徒を見守り続ける。

→ 生徒が申し出しやすい環境づくり、教職員の観察、定期的なアンケート調査 等

(3) 早期対応

いじめを発見または相談を受けた教職員は速やかに報告し、学校の組織的対応につなげる。状況によっては警察や児童相談所、医療機関など関係機関等と連携する。深刻な事態にならないよう、学校・家庭・地域等が連携・協力し、一刻も早く対応する。

→ 教職員、生徒、保護者、外部関係機関

(4) 重大事態への対処

生徒の心身に重大な被害が生じたり、欠席が長期に及ぶ等、重大事態が発生した場合は適切に対処する。

→ 静岡県教育委員会に速やかに報告、同時に調査し事実関係を被害生徒・保護者に報告

第2章 組織の設置

1 組織名 『いじめ防止等対策委員会』

2 構成員 校長、副校長、教頭、生徒指導課長、各学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭

※また必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師、警察関係者等、関係外部専門機関を加えます。

3 役割

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめへの組織的対応
- (3) いじめに関する情報の集約と共有化
- (4) 教職員の資質向上のための校内研修
- (5) 年間計画の企画と実施
- (6) いじめの防止等の取組についてのPDCAサイクルでの検証
- (7) いじめ防止等のための基本的な方針の見直し

4 「対応段階」における組織

いじめの原因、形態、発覚の経緯は多様であるため、いじめの実態に応じて既設の以下の組織を柔軟に活用して対応します。

- (1) 学年部、担任、部活動顧問
- (2) 生徒指導課又は生徒指導課が主催する生徒指導会議
- (3) 教育相談
- (4) 特別支援教育委員会
- (5) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（心理や福祉の専門家）
- (6) その他、いじめの実態に応じて対応すべき組織（外部機関を含む）

第3章 いじめの防止及び対応

1 いじめの防止

集団の中で規範意識を醸成し、互いの信頼関係の下で、他者尊重、自尊意識を高めることがいじめの防止につながります。

(1) 集団作りのための各種行事

全学年共通：紫旆祭(文化・体育の部)、球技大会等

1年生：沼商ガイダンス、探究学習フィールドワーク 2年生：修学旅行 3年生：遠足

※その他、各クラスにおいて集団作りを目的としたHR活動を行う。

(2) 信頼関係作りのための取り組み

全学年：面接(4月、夏季休業中の年2回、面接週間を設置し担任が全員と面接を行う。)

※その他、担任、部活動顧問、教科担当、学年主任等が必要に応じて適宜面接を行う。

(3) いじめ防止講演会・講習会等

全学年：人権教育講習の時間やいじめ防止講演会を、LHR等で実施できるよう計画する。

2 いじめの早期発見

いじめには様々な原因や形態があるため、いじめを早期に把握するためには複数のルートや場を用意します。

(1) 担任、副担任、授業担当、部活動顧問、学年主任等の日常的に生徒に接する教職員による観察

(2) 面談等を活用した積極的な情報収集

(3) 保健室や相談室に来室した生徒の観察等

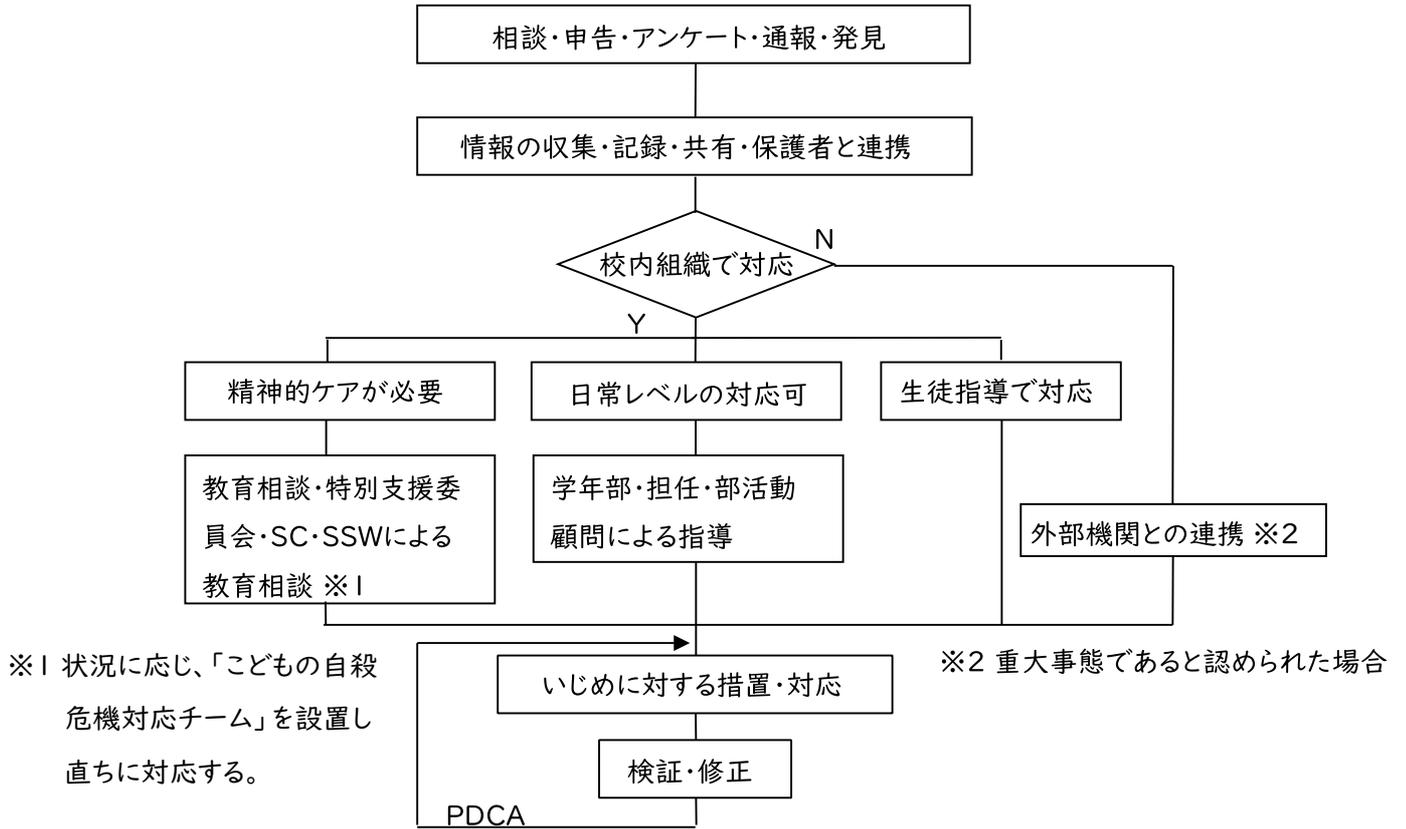
(4) 生徒・保護者からの情報提供(情報提供をした生徒を守ること)

(5) 定期的なアンケート調査の実施

(6) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる教育相談

(7) 地域や警察、児童相談所等の関係機関からの情報提供

3 いじめへの対応



(近隣の連携先外部機関一覧)

- 沼津警察署生活安全課 ○沼津市社会福祉協議会 ○東部健康福祉センター(東部児童相談所)
- 静岡県総合庁舎内教育相談班

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

①生命、心身又は財産に重大な事態が生じた疑いがあったとき。

具体的には次のような例が考えられる。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な損害を負った場合
- ・金品等を奪い取られた場合 等

②欠席の原因がいじめと疑われるもしくはいじめが原因で相当の期間(年間 30 日)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあったとき。

③生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 調査及び報告

①調査

重大事態を認知した場合には静岡県教育委員会に速やかに重大事態の発生を報告するとともに、以下の調査を行います。

ア いじめを受けた生徒とその保護者、いじめを行ったと思われる生徒への聞き取り。

イ いじめを受けた生徒及びいじめを行ったと思われる生徒の担任、部活動顧問等への事情確認

ウ 該当クラス、該当部活動、該当学年、全校生徒等へのアンケート調査

なお、調査に当たっては、生徒の尊厳、保護者の気持ちや要望に十分配慮する。また、安易に因果関係を特定することなく、客観的な事実関係を明確にすることを第一義とする。また、静岡県知事が再調査の必要があると認めたときは、その判断と指示に従い、再調査に可能な限りの協力をする。

②報告及び情報提供

調査の結果については、以下のような報告及び情報提供を行います。

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に調査結果をもとに学校が把握した事実関係を報告する。

イ 静岡県教育委員会に調査結果を報告する。

ウ 調査結果を踏まえた必要な措置を講ずる。

エ 必要に応じて、学年集会、全校集会、保護者会において調査結果をもとに学校が把握した事実関係を報告する。

オ 報道機関への情報提供が必要となったときには、断片的な情報による誤解や報道の結果生じる様々な悪影響に配慮しながら、静岡県教育委員会と連携を取りつつ情報を提供する。

相談窓口



なやみ相談ナビ「はなそっと」

年齢や悩みを選択すると、
適切な相談窓口を検索できます。



相談窓口	対象・相談内容	受付時間／連絡先
静岡県うちあけダイヤル 24時間子供SOSダイヤル 若者こころの悩み相談窓口 LINE相談	小、中、高校生 39歳以下の若者 39歳以下の若者	24時間対応／0120-0-78310 (なやみいおう) 24時間対応／0800-200-2326 14時～22時／ID: @shizuokasoudan
教育相談ハロー電話 「ともしび」	こどもの悩み相談 (年長・小・中・高校生) 保護者との教育相談	平日 10:00～17:00 (年末年始を除く) 東部: 055-931-8686 ※匿名相談可 中部: 054-289-8686 西部: 0537-24-8686
総合教育センターの 面接相談 (予約制)	学校生活、家庭生活、こどもの心 や発達に関する教育相談 (年長・ 小・中・高校生、保護者、教職員向 け)	受付窓口 平日 9:00～17:00／0537-24-9738 掛川会場: 月～金、沼津会場: 水・金
みんなのヘルプ相談窓口	教職員による法令違反や ハラスメント等の不正行為等に 関する相談 (児童生徒向け)	0120-793-242 kyoiku-tuho@pref.shizuoka.lg.jp
教職員倫理110番	教職員による法令違反やハラスメ ント等の不正行為等に関する通報 (県民の方向け)	
静岡県 教職員不祥事根絶窓口	教職員による法令違反やハラスメ ント等の不正行為等に関する通報 (県立学校教職員向け)	
「いじめ・暴力対策」 メールコーナー	いじめ・暴力問題 こども、保護者向け	相談メール kyoui_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp
LGBT電話相談	性のあり方に関する悩みや困りご と	0120-279-585 ※匿名相談可、家族・友人等相談可
あざれあ相談 (静岡県男女共同参画課)	【女性相談】	054-272-7879 ※匿名相談可
	【男性相談】	054-272-7880 ※匿名相談可
こどもの人権110番 (静岡地方法務局)	いじめ・DV・差別、誹謗中傷など 人権に関する相談	平日 8:30～17:15 (年末年始を除く) 0120-007-110 (ゼロゼロなのの ひゃくとおぼん) ※匿名相談可
LINEじんけん相談 (静岡地方法務局)	上記相談と同じ	平日 8:30～17:15 (年末年始を除く) ID: @linejinkensoudan ※匿名相談可
静岡県警察 少年サポートセンター (警察本部人身安全少年課)	少年の非行防止や被害少年支援に 関する相談	平日 8:30～17:15 ※県警ホームページを御参照ください。
子どもの権利に関する相談 (静岡県弁護士会)	いじめ、体罰、学校での困り事や 児童虐待、非行などの相談	9:00～12:00、13:00～17:00 静岡: 054-252-0008 浜松: 053-455-3009 沼津: 055-931-1848 ※初回相談無料
静岡県 性暴力被害者支援センター SORA	性暴力被害に関する相談	(電話相談) 24時間365日 #8891 (通話無料) 0120-8891-77 (NTTひかり電話) ※匿名相談可、家族・友人等相談可
児童相談所 虐待対応ダイヤル	虐待の通告・相談	24 時間対応／189 (いちはやく)